

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 12 日現在

機関番号：62601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26381301

研究課題名(和文) 今日的な課題に対応した諸教育の成果を取り入れた公民教育カリキュラム開発の研究

研究課題名(英文) A Study of Civics Curriculum Development which Adopts Research Results of Contemporary Problems Based Educations

研究代表者

樋口 雅夫 (HIGUCHI, Masao)

国立教育政策研究所・教育課程研究センター研究開発部・教育課程調査官

研究者番号：70510189

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究で取り扱った、法教育、金融経済教育、消費者教育など、社会が複雑・多様化するに従って公民教育カリキュラムで取り扱うことが求められる、今日的な課題に対応した教育は、そのそれぞれにおいて育成を目指す資質・能力に特徴がある一方で、教育基本法に規定された教育の目的や学習指導要領高等学校公民科の目標に照らせば、目指すべき方向が共通であると捉えられることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：This study reveals that the attributes and abilities needed in the contemporary problems based educations such as “Law-Related Education” “Financial Economic Education” “Consumer Education” which requested to teach at Civics Curriculum with modern complicated and diversified society are similar in spite of their own special aims; in view of Basic Act on Education and Course of Study in the subject of “Civics”.

研究分野：公民教育、社会科教育、カリキュラム開発

キーワード：カリキュラム開発 法教育 金融経済教育 消費者教育 社会保障教育 租税教育 主権者教育 資質・能力

1. 研究開始当初の背景

現代日本社会は少子高齢化、情報化、グローバル化などの様相を呈しており、このような社会の変化に起因して生じる諸課題が山積している。近年、公民教育の実践研究においては、基礎的・基本的な知識、概念や理論の習得だけにとどまらず、現実社会の諸課題を取り上げて持続可能な社会の形成の在り方を考察させる単元開発や、話し合い、討論などの学習活動を積極的に取り入れ、児童生徒に自らの考えを説明・論述させたりする指導方法の研究などが精力的になされている。

その研究成果を公表したものの一つとして、2010年に刊行された社会系教科教育学会編『社会系教科教育研究のアプローチ』(学事出版)が挙げられる。同書において、筆者は中学校社会(公民的分野)で実践された単元「非正規労働者の失業は自己責任か政治の貧困か?」の理論的分析を行った(樋口、2010)。本実践は、現実社会が抱える課題の解決の在り方を考察させることを通して社会的な見方・考え方を身に付けさせるものであり、従前より公民教育の学習のねらいとして目指されてきたものであった。すなわち、社会科や公民科等の教科が掲げる目標を実現するための手立てとしてこれら現実社会の諸課題を取り扱ってきたのであって、諸課題の解決そのものが目的ではないと捉えていることに留意する必要がある。

一方、社会が複雑化・多様化するに従って、公民教育の場で取り扱うことが要請される今日的な課題に対応した教育(以下、「教育」と示す。)は増加の一途をたどっている。例えば、少子高齢化への対応として厚生労働省等からは、社会保障教育や年金教育の充実が要請されている。また租税教育、法教育、金融経済教育、消費者教育等も少子高齢化と無関係ではあり得ず、それぞれに公民教育などの場で授業時間数を確保し、実践されることが関係省庁・団体等から求められている。学校現場においては、これら「教育」の有用性は理解できるものの、そのねらいは社会科や公民科など既存の教科等が掲げる目標の実現を超えて、課題対応能力やキャリアプランニング能力など汎教科的なものであることが多く、学校の教育活動全体、或いは生涯を通じて育成されるものと捉えられる。そのため、限られた教科等の授業時間を割いてまで授業実践することをためらう傾向にあり、社会的要請と学校現場の実情との間でミスマッチが生じている。にもかかわらず、これら「教育」相互の関連性を授業実践レベルはもとより目標レベルにおいて分析し、共通して認められる原理と方法を抽出しようとした研究が見られないのが現状である。

我が国においては、多様な「教育」の在り方を体系的に捉え、政策科学的な観点から整理する研究が急務といえる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、「公共性の涵養」などをねらいとして現在の初等中等教育、とりわけ中学校社会科(公民的分野)、高等学校公民科で展開される公民教育カリキュラムの中に位置付けるよう関係省庁・団体等より要請されている法教育、金融経済教育、消費者教育など、既存の教科等の枠組に収まり得ない「教育」の相互の関連性を授業実践レベルで分析し、共通して認められる内容構成原理と方法を抽出すること、次期学習指導要領改訂に際してその方向性を検討する際の基礎資料を提供することを視野に入れ、「教育」の成果を取り入れて新たに構築されうる公民教育カリキュラムの方向性を考察することにある。

3. 研究の方法

本研究で研究対象とする「教育」は、公民教育カリキュラムと特に関わりが深いと考えられる、「法教育」、「金融経済教育」、「消費者教育」、「社会保障教育」、「租税教育」、「主権者教育」の六つに限ることとした。

3年間にわたる本研究の研究計画は次の通りである。

平成26年度(1年次)は、各省庁や都道府県政令市教育委員会等から公表されているそれぞれの「教育」に関わるカリキュラム等の資料を入手して比較分析を行い、主として目標・内容構成原理レベルにおいて全体構造及び相互の関連性を明らかにする。

平成27年度(2年次)を中心に3年間をかけて、それぞれの「教育」に関わる評価の高い授業実践事例を収集・記録し、主として実践レベルにおいて「教育」と学習指導要領に基づく現行の公民教育カリキュラムとの関連性を明らかにする。

平成28年度(3年次)は、「教育」の成果を取り入れた公民教育カリキュラムの方向性を考察するとともに、政策提言に結び付くように整理する。

また、3年間にわたる本研究の方法は次の通りである。

六つの「教育」に関する文献調査
まず始めに、各省庁や都道府県政令市教育委員会、行政部局及び推進団体等から公表されているそれぞれの「教育」に関する文献の収集及び整理・分析を行う。

- ・公民教育カリキュラムと特に関わりが深いと考えられる「法教育」、「金融経済教育」、「消費者教育」、「社会保障教育」、「租税教育」、「主権者教育」についての調査を行う。

- ・「教育」の目標、教育内容、教育方法に触れているものを抽出し、目指されている方向性を把握する。

- ・公表されている授業実践事例を収集し、学習指導要領に基づく現行の公民カリキュラムの枠組みとの関連を踏まえて分析し、位置付けを行う。

次に、それぞれの「教育」に関連する

学会、推進団体等の研究成果の収集及び整理・分析を行う。その際、学術論文、実践記録、報告書等の収集及び整理・分析とともに、研究会のシンポジウム等における議論の方向性から、成果と課題を明らかにする。

これらの文献調査に際しては、出版された冊子体の文献だけでなく、適宜 Web による資料収集を行うこととし、効果的・効率的な文献調査となるように計画する。

「 教育」に関する評価の高い授業実践事例の収集

中学校社会科、高等学校公民科に位置付く六つの「 教育」授業実践事例の収集を行う。その際、複数の「 教育」を相互に関連させて作成された単元計画に基づく授業実践事例や、公民教育カリキュラムを超え、学校の全体計画に適切に位置付けて様々な教科等で実施されている授業実践事例の収集も視野に入れることとする。

- ・一定程度体系化された「 教育」カリキュラムを策定している都道府県政令市教育委員会等を通じて、管轄する都道府県・市区町村に所在する国公立中学校、高等学校の実践事例を紹介・提供していただく。なお、事例の収集に際しては、学校所在地が都市部か地方か、といった地域性、学校及び学級の規模、外部講師等の専門家との連携の在り方、の3点を考慮して、事例収集校の選定にあたる。
- ・「法と教育学会」、「日本消費者教育学会」等の学会誌に学術論文として掲載された実践研究、文部科学省教育課程課編集『中等教育資料』（学事出版）などの教育雑誌、新聞等に取り上げられた事例について当該教員に追試を依頼し、参観して記録する。

実践レベルにおける「 教育」の、公民教育カリキュラムへの位置付け

- ・収集・記録した授業実践事例の内容を分析し、それぞれの「 教育」に共通して認められる内容構成原理と方法を抽出するとともに、現行の公民教育カリキュラムに適切に位置付け、その関連性を明らかにする。

学会等における成果発表

- ・日本公民教育学会などにおいて、本研究の成果を発表して批判を仰ぎ、研究内容・方法の改善を図る。

「 教育」の成果を取り入れた公民教育カリキュラムの方向性の考察

- ・ ～ の研究成果を取りまとめ、「 教育」の成果を取り入れた新たな公民教育カリキュラムの方向性を考察する。なお、本研究は、次期学習指導要領改訂に際してその方向性を検討する際の基礎資料を提供するという目的も有しているため、研究期間終了後も、積極的に本研究の成果を情報発信していき、有為な政策研究となるよう試

みる。

4. 研究成果

(1)六つの「 教育」において育成を目指す資質・能力の観点からの検討

研究期間を通じて実践事例の収集等を行った結果、六つの「 教育」のそれぞれにおいて育成を目指す資質・能力を抽出し得た。ただし、これらの資質・能力は、平成 28 年 12 月に発出された中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下、「答申」という。）を踏まえたものではなく、むしろこれらの「 教育」の成果等が「答申」に反映されたと考えられることから、その平仄はそろっておらず、一覧表形式で示されているものから、単元の目標として示されているに過ぎないものまで様々であった。

以下、六つの「 教育」ごとにその概要を示すこととする。その際、学校や地域、生徒の実態等を踏まえた実践の成果等も見られるのであるが、本欄においては紙幅の都合上、全国規模で周知・配布されている副教材等に絞って示すこととしたい。

法教育

法教育に関しては、法務省が主管する法教育推進協議会及びその前身である法教育研究会が作成した副教材等が参考となる。

我が国における司法制度改革に伴い、国民の司法教育に関して、司法制度改革審議会意見書において「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる」とされ、更に司法制度改革推進計画において、そのための所要の措置を講ずることとされたことを受け、2003 年、法務省において、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うことを目的として、法教育研究会が発足した。

法教育研究会は、法教育を「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」と定義し、その目指す方向について、「法は共生のための相互尊重のルールであること」、「私的自治の原則など私法の基本的な考え方」、「憲法及び法の基礎にある基本的な価値」、「司法の役割が権利の救済と法秩序の維持・形成であること」を理解させるものであるとした。このような方向性を実現するために、「ルールづくり」、「私法と消費者保護」、「憲法の意義」、「司法」を柱とした中学生向け副教材を作成するなど、取組を進めている。

2016 年に開催された法教育推進協議会では、高校生向け副教材の作成の在り方が審議されており、今後作成される副教材を活用した法教育授業を通じ、高校生が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方（具体的には、「様々な

人たちが社会の中でお互いを尊重しながら共に生きていく上で、法やルールが不可欠なものであるという規範意識や主体的に法やルールを策定し利用するという意識を育む」とともに、「多面的・多角的な課題につき、自ら考え、自らの意見を主体的に述べるとともに、他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成し」たり、「法やルールを活用して将来の紛争を予防し、生じた紛争の適正な解決を図る」ことのできる資質・能力を身に付けるよう促すことを目的としている。

金融経済教育

金融経済教育に関しては、日本銀行内の金融広報中央委員会が事務局を務める「学校における金融教育推進のための懇談会」において2015年に作成された「学校における金融教育の年齢層別目標」及び副教材等が参考になる。

ただし、金融広報中央委員会では、金融経済教育との名称は用いず、金融教育と呼称しており、その定義を「お金や金融の様々な働きを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う教育」としている点には留意が必要である。

同懇談会では、2007年に金融広報中央委員会が作成していた「年齢層別の金融教育内容」を改訂し、学習指導要領及びその解説、全国の学校教育における金融教育への取組状況を踏まえるとともに、同じく金融広報中央委員会が事務局を務める金融経済教育推進会議において「金融リテラシー・マップ」の内容も勘案しつつ、2014年に「学校における金融教育の年齢層別目標」として取りまとめている。

この「金融リテラシー・マップ」は、金融庁が主管する「金融経済教育研究会」において今後の金融経済教育の在り方についての検討が行われ、2013年に研究会報告書として公表されたものの中に掲載されている。この報告書では、「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」として、「家計管理」、「生活設計」、「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」、「外部の知見の適切な活用」の4分野が示されており、その内容を、年齢層別に、体系的かつ具体的に記したものが、「金融リテラシー・マップ」である。ただし、このマップは全ての年齢層を対象としているものであるため、実際に学校で使えるものにするためには、初等中等教育段階に限定し、学習指導要領等から抽出し得るリテラシーを中心にまとめる必要がある、との問題意識から「学校における金融教育の年齢層別目標」が作成されたのである。

消費者教育

消費者教育に関しては、消費者庁が主管する消費者教育推進のための体系的プログラム研究会が2013年に作成した「消費者教育の体系イメージマップ」及び副教材等が参考となる。

2012年に施行された消費者教育推進法において、消費者教育について「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいうものとする」と規定されたことを受け、本イメージマップは作成された。

イメージマップでは、消費者教育の内容について、多様な担い手が共通認識を作る道具となるとともに、自立し、消費者市民社会を形成する消費者になるために、どのような時期に、どのような内容を身に付けていくことが求められるのかを一覧できることが目指されている。そして、「消費者市民社会の構築」、「商品等の安全」、「生活の管理と契約」、「情報とメディア」の四つを重点領域として示し、これらの重点領域とライフステージ（幼児期～高齢者）との組合せから、各年齢層において身に付けることが目指される力が読み取れるようになっている。

このイメージマップについては、消費者教育の担い手側からみると、消費者教育の体系のイメージを伝える見取り図といえ、個々の消費者側からみると、自らの消費者としての力の段階的な発展の目安を示したものと見える、と自己評価されている。

なお、イメージマップに関して留意すべき事項としては、「本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。」との注意書きが付記されている点である。このマップは、初等中等教育を視野に入れて、学校で使ってもらうことを目指して作成されたものではなく、社会教育を中心とした消費者教育の体系の中から演繹的に作成されたものであり、学習指導要領との整合性を図ったものではないこと、したがってこのままでは学校教育で直接活用できるものではないことが、その特徴として挙げられるのである。

社会保障教育

社会保障教育に関しては、厚生労働省が主管する社会保障の教育推進に関する検討会が2014年に公表した「社会保障の教育推進に関する検討会報告書」及び副教材等が参考になる。

厚生労働省では、社会保障教育の意義について、「子どもたちが将来、自立した大人として自分らしい生き方を実現するためには、

自ら考え、判断する力を身につけ、社会の中で自分の役割を果たしていくことが必要です。」とした上で、「社会保障の学習と言うと、年金や医療など個別の制度の学習を思い浮かべられるかも知れませんが、少子高齢化の進行や地域・家族の変容、経済の低迷など社会経済情勢が大きく変化している昨今、個別の制度論よりも先に、そもそも社会保障制度がよって立つ社会のあり方を考えることが大切ではないでしょうか。」と、その在り方を志向している。このことを受け、報告書では、社会保障を教える際に重点とすべき学習項目を、「社会保障の理念（なぜ社会保障制度が誕生し現在存在するのか、を理解する）」「社会保障の内容（社会保障制度がどのような役割を果たしているのか、を理解する）」「社会保障の課題（課題を考察し、多面的・多角的に社会を理解する）」の3点に整理された。そして、社会保障の教育を推進するための具体的な提言として、「学習指導要領の改訂」「教科書会社への情報提供」「教師向け講習等の実施」「学習時間の確保」の4点を挙げている。先述の消費者教育等と異なり、学習指導要領に基づき実施される初等中等教育段階において、いかに社会保障教育を実質的に充実させるか、という点に主眼が置かれていると捉えられる。

租税教育

租税教育に関しては、文部科学省、総務省、国税庁によって構成される租税教育推進関係省庁等協議会（以下、「中央租推協」という。）が2015年に作成した「租税教育の事例集」等が参考になる。

中央租推協は、平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）において、「租税教育の充実」について初めて閣議決定され、官民及び関係省庁が連携して租税教育の充実に取り組むこととされたことを受け、前掲の関係3省庁が協議を行い、2012年に発足したものである。なお、中央租推協の賛助会員として、日本税理士会連合会が参加している。

中央租推協では、租税教育について、「国民生活や経済社会と密接に関連する税は、私たちの暮らしや社会に欠かせない多様な公共サービスを提供する国や地方公共団体の活動の財源であり、国の様々な制度の中でも根幹的なものです。憲法で国民の義務に掲げられているように、国民が教育を受け、勤労し、税を納め、持続可能な社会を作っていくことは、民主国家の維持・発展にとって欠かせないことであり、次代を担う児童・生徒等が、国の基本である税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し、国や社会の在り方を主体的に考えることは、民主国家の維持・発展にとって極めて重要なことであると考えられます。」とその重要性を述べ、本事例集を作成している。

事例集では、小・中・高等学校等の事例を

示した上で、巻末に参考資料として「租税教育の体系図（発達の段階と領域、学習内容）」を掲載している。ここでは、「社会と国民生活を支える税の意義・役割（税の必要性）」、「税の大切なきまりや考え方」、「よりよい社会と税」、「社会人と税」の四つの領域と小学校中学年、小学校高学年、中学校、高等学校の段階を設け、その組合せで身に付けるべき力が読み取れるようになっている。

主権者教育

主権者教育に関しては、総務省と文部科学省が2015年に作成した高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来 - 有権者として求められる力を身に付けるために - 」等が参考になる。

本副教材は、公職選挙法の改正により選挙権を有する者の年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられたことを受けて作成され、全国の全ての高校生に配布されたものである。副教材では、国家・社会の形成者として求められる力として、「論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する態度）」、「現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力」、「現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力」、「公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度」を挙げている。そして、これらの力を「正解が一つに定まらない問いに取り組む学び」、「学習したことを活用して解決策を考える学び」、「他者との対話や議論により、考えを深めていく学び」を通じて身に付けていくことが示されているのである。

なお、主権者教育については、文部科学省に設置された「主権者教育の推進のための検討チーム」において、2016年に、その目的を「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせること」と整理している。

(2) 「教育」に共通する方向性の抽出

ここまで示した六つの「教育」は、定義を明確に示しているものもあれば、そうでないものもある。一方で、これらの「教育」は共通して、社会の変化に伴い、その充実を図ることが日本社会全体においてほぼ共通理解が図られている事柄に関するものであるということがいえよう。

本研究では、このことを前項において「資質・能力」として表記したところである。それぞれの「教育」において特に求める「資質・能力」には違いがあり、それこそがそれぞれの「教育」を特徴付ける点であることは論を待たない。しかし、これらの様々な目指すべき「資質・能力」を、教育基本法第

1条に示された教育の目的である、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」との規定に照らして位置付けてみれば、六つ全ての「教育」が本条文の範疇に入っていることが明らかである。

このことは、教育基本法第1条の規定を直接に受けている教科の一つと捉えることのできる平成21年改訂の高等学校学習指導要領公民科の目標である、「広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。」ことと軌を一にしていると総括できる。

(3) 公民教育カリキュラムの方向性～資質・能力に着目して～

2017年現在、改訂が進められている新しい学習指導要領においては、「答申」において教育課程を通して育成を目指す資質・能力を、学校教育法等から演繹して「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に整理して示すよう求められたことを受けて、各教科等においてもその具体を示すことが目指されている。

今後、政治学、経済学をはじめ、様々な学問領域にその基盤を持つ公民教育カリキュラムを構築するに当たっては、従前の公民科、家庭科、特別活動といった関連教科等において共通して育むことが求められる資質・能力とは何か、といったことを精緻に議論した上で、各教科等の特質、また児童生徒の発達段階に応じて、それらを適切に配列していくことが求められよう。本研究で整理したそれぞれの「教育」が目指す資質・能力を、個々別々に育成させるだけでなく、新たな公民教育カリキュラムにおいて統合させることが、今後の公民教育カリキュラムの発展に資する方向性であろうと考える。

<引用文献>

樋口雅夫「「経験知」と「学校知」の往復運動による授業展開」社会系教科教育学会編『社会系教科教育研究アプローチ』学事出版、2010年、pp.95-97.

中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」2016年。

厚生労働省「社会保障の教育推進に関する検討会報告書」2014年。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

樋口雅夫「主権者教育と社会科」全国中

学校社会科教育研究会編『研究紀要第45巻』査読無、2016年、pp.125-129.

〔学会発表等〕(計9件)

樋口雅夫「多様な他者との関わり合いを基軸とした公民教育の考察 - 外部機関等と連携を図り協働することの意義に着目して - 」第25回日本公民教育学会全国研究大会自由研究発表、2014年。

樋口雅夫「多様な主体との連携・協働を基軸とした法教育の在り方」岡山大学法学部・岡山弁護士会主催法教育シンポジウム招待講演、2014年。

樋口雅夫「社会的な見方や考え方を育む社会科授業 - よりよい社会の形成者を育むために - 」茨城県社会科教育開発学会招待講演、2015年。

樋口雅夫「租税教育の充実について 授業・教材づくりにおける協働の在り方」租税教育推進関係省庁等連絡協議会主催第3回租税教育シンポジウム発表、2015年。

樋口雅夫「学習指導要領を深めた授業実践と次期学習指導要領を見据えて」関東ブロック中学校社会科教育研究会招待講演、2016年。

樋口雅夫「学習指導要領の改訂における公民科新科目「公共(仮称)」を「考える」第27回日本公民教育学会全国研究大会シンポジウム発表、2016年。

樋口雅夫「租税教育の充実について」租税教育推進関係省庁等連絡協議会主催第4回租税教育シンポジウム発表、2016年。

樋口雅夫「公民科教育の一層の充実に向けて」全国公民科・社会科教育研究会招待講演、2016年。

樋口雅夫「主権者として求められる資質・能力を育む主体的・対話的で深い学び」日本NIE学会第23回愛媛大会シンポジウム発表、2016年。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

樋口 雅夫 (HIGUCHI, Masao)

国立教育政策研究所・教育課程研究センター研究開発部・教育課程調査官

研究者番号： 70510189